

事務連絡
令和6年9月10日

各 { 都道府県
保健所設置市
特別区 } 衛生主管部（局） 御中

厚生労働省健康・生活衛生局食品監視安全課

と畜検査に係る取扱いについて

標記について、別添1のとおり茨城県から照会があり、別添2のとおり回答しましたので、ご了知いただきますようお願いします。

なお、「公衆衛生業務に携わる獣医師の状況調査について（結果）（獣医師の有効活用及び確保に関する取組）」（令和4年3月30日付け薬生食監発0330第1号厚生労働省健康・生活衛生局食品監視安全課長通知及び令和6年3月27日付け健生食監発0327第4号厚生労働省健康・生活衛生局食品監視安全課長通知）中の各自治体で実施されている「と畜検査等の円滑な実施のための取組」についても、参考としてご活用いただきますようお願いします。